

ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形) データシート【品質性能概要】 <評価基準>

項目		評価基準	事由	
1. 適用範囲	・評価申請該当機種の容量及び寸法等	国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)令和4年版 によること	仕	
	・申請品寸法一覧表	提出できること	仕	
2. 製作加工	・工場以外の現地製作	できること	仕	
	・現地製作する場合の製作加工方法	ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形)現地組立基準書によること	評	
	・現地製作する場合、溶接部酸洗い排水処理基準	ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形)現地組立基準書によること pHが5.8以上8.6以下 フッ素濃度が8ppm以下	評	
	・溶接	JISZ3821 (ステンレス鋼溶接技術検定における試験方法及び判定基準)によること	JIS	
	・タンク底部の構造	プレス成形を施したものであること	仕	
3. 性能	・タンク本体の耐震強度	満足していること	仕	
	液面揺動による強度	損傷を起さない強度を有すること	仕	
	・耐震設計の方法	記載要領の基準・指針に基づいていること	設	
	・設計用鉛直震度	設計用水平震度の1/2の値であること	仕	
4. 耐震資料	(1) 大、中、小容量(30、12、5m <sup>3</sup> )それぞれの耐震計算書	提出できること	評	
	・タンク本体の強度	満足していること	仕	
	・アンカーボルト(埋込アンカー)の強度	満足していること	設	
	・鉄骨架台の強度	満足していること	設	
	(2) 二槽式タンクは一方のタンクが空の時の計算書	提出できること	仕	
	・タンク本体の強度	満足していること	仕	
	・アンカーボルト(埋込アンカー)の強度	満足していること	設	
	・鉄骨架台の強度	満足していること	設	
5. 構造図	・大、中、小容量(30、12、5m <sup>3</sup> )それぞれの構造図	提出できること	評	
	・二槽式タンクの中仕切板構造図	提出できること	評	
6. 材料・材質	・SUS鋼板製パネルタンクの材料・材質が分かる図面	提出できること	仕	
	・タンクの材料	気相部 (溢水面下150mmまで)	ステンレス鋼板SUS 329J4L	仕
		液相部	ステンレス鋼板(SUS 304、SUS 316又は SUS 444)	仕
	・タンク内部に使用する材料	気相部 (溢水面下150mmまで)	本体と同じ材料又は同等の耐食性を有するものとする	仕
		液相部	本体と同じ材料又は同等の耐食性を有するものとする	仕
	・タンクの保温	標準仕様書記載材料による	仕	

項目		評価基準	事由	
	・二槽式タンクの中仕切り		仕	
	・タンクの補強	側板と側板を平行又は筋かい状に金属で接合する内部補強方式とし、「日本ステンレスタンク工業会」ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形)耐震構造基準によるものとする	仕	
	・ミルシート	提出できること	評	
7. 附属品	・接続口および取付座	揚水管、給水管、排水管、オーバーフロー管、通気管等の接続口及び電極等の取付座を設けること	仕	
	・接続口および取付座の接続方式	フランジ形、呼び50以下の電極取付座等を除く	仕	
	・鋼製架台	溶融亜鉛めっき(HDZT49)	仕	
	・ボールタップ用防波板又は電極棒防波筒		仕	
	・マンホール	材質	タンクと同一の材質とする	仕
		大きさ	直径600mm以上の円が内接できるもの。ほこり等が入らないよう有効に立ち上げること	仕
		施錠	施錠式	仕
		内ふた	屋外用には内ふたを設けること	仕
	・はしご	タンク内部	合成樹脂製又はステンレス鋼製(SUS 329J4L)	仕
		タンク外部	鋼製(溶融亜鉛めっき(HDZT49))、ステンレス鋼製又はFRP製	仕
			安全ガード付きの場合は特記対応	仕
	・通気口	合成樹脂製防虫網付き	仕	
	・アンカーボルト	ステンレス鋼製又は鋼製(溶融亜鉛めっき(HDZT49))	仕	
8. 組立・据付	・現場溶接施工管理規定・基準	提出できること	評	
	・現場据付施工管理規定・基準	提出できること	評	
	・満水試験	水漏れのないこと	仕	
9. 銘板	・銘板の表示内容	機器承諾図様式集の記載事項が記載されていること	仕・承	
10. カタログ類	・カタログ	提出できること	評	
	・製作図	提出できること	承	
11. 提出書類	・製品納入時の書類(日本語版)として提出	完成図	提出できること	承
		取扱説明書	提出できること	承
		試験成績表	提出できること	承

#### 評価基準の事由

仕：標準仕様書又は改修標準仕様書の規定による

設：設計基準の掲載事項による

承：機材承諾図様式集の掲載事項による

評：評価事業による確認事項

JIS：日本産業規格の規定による